

## 菰野町郵便による条件付一般競争入札実施要領

平成14年10月1日要綱第27号

(目的)

第1条 この要領は、菰野町が発注する建設工事等の条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）において、入札事務の省力化と入札の透明性・公正性をより高めるために実施する郵便入札の方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入札の方法)

第2条 入札書は、定められた期日までに郵便により1回のみ提出するものとする。

2 郵送の宛て先は、菰野町役場 財務課とする。

3 郵送の方法は、郵便局の窓口において「一般書留」、「簡易書留」、及び「特定記録郵便」のいずれかの手続によるものとし、開札が終わるまで差し出し控えを保管すること。

4 郵便局の窓口で郵送手続が終了後の入札の撤回、引換えはできないこととする。

5 入札書及び工事費見積内訳書（提出を求めた場合）は、入札参加者が準備する封筒（以下「内封筒」という。）に入れ封印のうえ、必要書類と共に第5条に定める封筒（以下「外封筒」という。）に入れて郵送すること。

(入札書の書き方)

第3条 入札書は、菰野町の指定様式に所定の事項を記入すること。

2 入札書の日付は、公告に明示されている入札（開札）日を記入すること。

(入札書郵送期間)

第4条 入札書郵送期間は、入札ごとに定める。郵送期間内に菰野郵便局に到着していない場合は無効とする。

(外封筒及び内封筒)

第5条 外封筒には、入札公告で入札専用封筒（以下「専用封筒」という。）の指定のある場合においては専用封筒を、その指定のない場合においては入札参加者が内封筒とは別に準備する封筒を使用するものとする。専用封筒は町が定めたものとし、入札公告で専用封筒の指定のある場合において、それ以外の封筒を使用したときは無効とする。なお、専用封筒については財務課で販売することとする。

2 外封筒及び内封筒には、開札日、件名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者）及び住所を記載すること。

3 入札書を封筒に2枚入れた場合や、入札書と内封筒に記載された件名等が異なる場合は無効とする。

(入札の辞退)

第6条 入札書提出後は原則、入札の辞退を認めない。

2 入札書提出後、開札までに参加資格を喪失した場合は、参加資格喪失届(様式第1号)を提出すること。ただし、提出された入札書は返却しない。

3 同日の他の開札で落札決定があり、このことで配置予定技術者が配置不能となった場合は、前項の届出は不要である。ただし、提出された入札書は返却しない。

(入札結果の連絡)

第7条 入札結果の連絡は、落札者にのみ直ちに行うこととする。また、入札結果は財務課窓口及び菰野町のホームページで公表するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年7月1日要綱第11号の2)

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成21年2月25日要綱第2号の1)

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日告示第8号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第21号の2)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月15日告示第6号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

## 参加資格喪失届

年 月 日

菰野町長 宛て

入札参加者

今回、下記工事についての参加資格を喪失したので届け出ます。

記

工 事 名

工 事 箇 所 \_\_\_\_\_

入 札 日 時 年 月 日 時 分

理 由
1 参加申請後の配置予定技術者の配置不能による。 ア 他工事落札による（入札結果または落札確認書を添付のこと） ・発注機関..... ・工事名..... イ 入院・死亡等（診断書等を添付のこと）
2 その他

※参加資格喪失届は事由発生後速やかに一報を発注機関に入れるとともに当様式により提出すること。

※理由については、具体的かつ簡潔に記載すること。

※『一身上の都合』のあいまいな表現は避けること。

※変更の内容及び理由に応じ必要となる書類を添付すること。

※不誠実な行為等が確認された場合は処分の対象となることがあります。